

定額減税しきれないと見込まれる方へ 調整給付金を支給します



令和6年分の所得税・個人住民税（町・県民税）において、定額減税しきれない方に、その差額分を支給します。

■対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 令和6年分所得税または坂城町で令和6年度の個人住民税（所得割）が課税されている
- 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である
- 定額減税可能額（※1）が、令和6年分の推計所得税額（※2）または令和6年度の個人住民税所得割額を上回る

（※1）定額減税可能額とは次のとおりです。

所得税分 = 3万円 × 減税対象人数

個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数とは、納税義務者本人と、控除対象配偶者および扶養親族（16歳未満の者を含む）のことです。ただし、国外居住の控除対象配偶者および扶養親族は減税対象人数に含まれません。

（※2）令和6年分の推計所得税額とは、調整給付金を算出するために用いるもので、令和6年度の個人住民税課税情報を基に令和6年分の所得税額を推計して算出したものです。

■給付額の算出方法

下記（1）と（2）の合算額です。合算額を1万円単位に切り上げます。

- （1）所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額（定額減税前）（マイナスの場合は0）
- （2）個人住民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度個人住民税所得割額（定額減税前）（マイナスの場合は0）

令和6年分の推計所得税額と、令和6年分の確定所得税額とを比較して所得や扶養親族の数に変動があるなどの一定の事情によって給付額に不足がある場合は、令和7年度に追加で給付されます。

■給付時期

令和6年9月以降

■受給方法（対象となる方には、町から8月中旬以降に書類を郵送します）

①「支給のお知らせ」が届いた方（公金受取口座の登録をしてある方）

給付金を受給するための手続きは不要です。なお、受給口座を変更する場合や受給を辞退する場合は届出をしてください。8月30日（金）必着です。

②「支給確認書」が届いた方

給付金を受給するためには手続きが必要が必要です。お送りする確認書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて提出してください。10月31日（木）必着です。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111（内線141・144） 直通75-6206